

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 規模拡大と縮小を繰り返してきた産業投資 ～財政投融资特別会計投資勘定の考察～ |
| 著者 / 所属 | 崎山 建樹 / 予算委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 経済のプリズム / 1882-062X |
| 編集・発行 | 参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室） |
| 通号 | 230号 |
| 刊行日 | 2023-11-20 |
| 頁 | 1-14 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r05pdf/202323001.pdf |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

規模拡大と縮小を繰り返してきた産業投資

～財政投融資特別会計投資勘定の考察～

予算委員会調査室 崎山 建樹

《要旨》

財政投融資の一つである産業投資は、現在、財政投融資特別会計投資勘定において経理されている。産業投資は、これまで規模の拡大と縮小を繰り返してきた。規模が縮小した局面では、財源の拡充、一般会計からの繰入れ、新たな分野への投融資によって、再び規模を拡大してきた。

財政面の課題としては、投資勘定と一般会計の間での双方向の繰入れ、多額の剰余金の発生が挙げられる。これは、投資勘定の財源に起因した側面があると言え、今後、議論が求められよう。

1. はじめに

財政投融資の一類型である産業投資は、2000年代初頭の特別会計改革前は産業投資特別会計において、現在は、財政投融資特別会計の一勘定である投資勘定において経理されている。産業投資は、これまで規模の拡大と縮小を繰り返してきた。本稿では、財政投融資特別会計投資勘定¹の経緯を戦後復興期から振り返り、資金の流れや投融資の傾向等を確認した上で、財政面の課題を考えた

2. 産業投資の概要

2-1. 財政投融資の概要

財政投融資は国による投融資活動であり、財政融資、産業投資、政府保証の3つの類型から成る。財政融資は、財投債の発行により調達された資金等を用いて政府関係機関等に対して行われる融資、産業投資は、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）株式や日本たばこ産業株式会社（以下「JT」と

¹ 昭和28～61年度は産業投資特別会計、62～平成19年度は産業投資特別会計産業投資勘定、20年度以降は財政投融資特別会計投資勘定。本稿では、特段の説明を付さない場合も、以下同様とする。

いう。)株式の配当金などを原資として行う投資である。財政融資は償還確実性がある事業への融資であるのに対して、産業投資はリターンが期待できるものの、リスクが高い事業への投資と位置付けられている。また、政府保証は、政府関係機関等が金融市場で発行する債券や借入金を対象に、政府が元利払いに対して行う保証である。

令和5年度の財政投融资計画²では、財政融資が12兆7,099億円、産業投資が4,298億円、政府保証が3兆1,290億円となっており、財政融資の規模が圧倒的で、産業投資の割合は2%程度にとどまる。

2-2. 令和5年度当初予算の投資勘定の歳入・歳出

令和5年度当初予算における財政投融资特別会計投資勘定の歳入・歳出のそれぞれの総額は1兆167億円となっている。歳入は前年度剰余金5,933億円のほか、配当金収入、納付金等が計上されている。歳出は、防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定）の財源として的一般会計へ繰入れ4,367億円のほか、産業投資支出4,298億円等が計上されている（図表1）。

また、産業投資支出の内訳は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）へ1,392億円、株式会社国際協力銀行へ900億円のほか、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構等の5つの官民ファンドへ計1,636億円などとなっている。

3. 産業投資の経緯

3-1. 復興金融公庫と米国対日援助見返資金特別会計

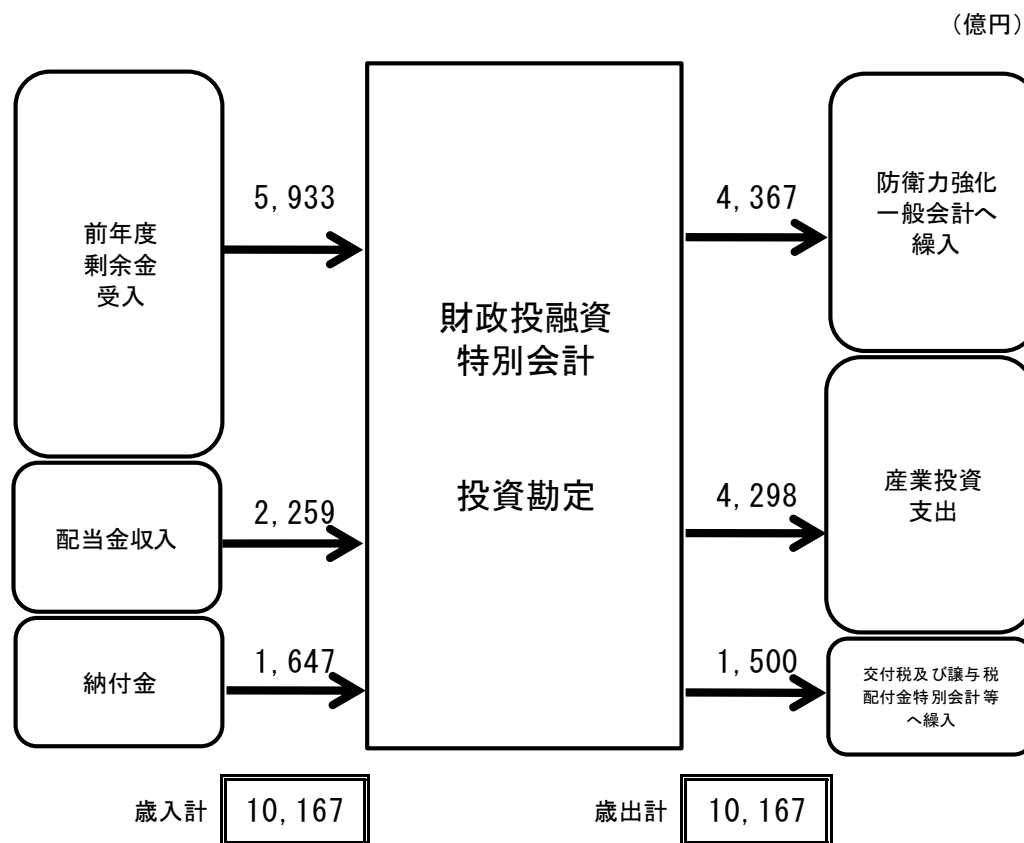
我が国経済は、先の戦争によって大きな損害を受け、終戦直後に生産は大幅に減少した。戦後の経済再建に当たって、傾斜生産方式の下で石炭・鉄鋼といった基幹産業を増産するため、生産設備の回復に巨額の資金が必要とされた。昭和22年に設立された復興金融公庫は、主に日本銀行引受けの復興金融債券の発行によって資金を調達し、基幹産業に対して資金供給を行ったが、ドッジ・ラインの下、「インフレの元凶」³として、24年に融資活動が停止されることとなった。

同年に設置された米国対日援助見返資金特別会計は、米国の対日援助物資を国内で販売した売却代金を積み立て、融資や出資を行った。翌25年の朝鮮戦争

² 財政投融资計画に計上されるのは、財政投融资のうち5年以上の長期運用分。

³ 大蔵省財政史室（1983）96頁

図表1 財政投融资特別会計投資勘定の歳入・歳出
(令和5年度当初予算ベース)



(注) 1. 納付金のうち1,500億円は、地方公共団体金融機構からの納付金であり、「特別会計に関する法律」の規定により、交付税及び譲与税配付金特別会計へ1,500億円、財政融資資金勘定へ0.3億円が繰り入れられる。

2. 歳入計及び歳出計には、上記の内訳に加え「その他」(歳入328億円、歳出2億円)が含まれる。

(出所) 予算書より作成

を機に生じた特需で輸出が急増する中、復興金融金庫が担っていた資金供給の役割を引き継いだ。この時期に日本輸出銀行⁴(25年設立)、日本開発銀行(26年設立)といった政府関係金融機関が設立されると、私企業に対する融資は、従来の直接融資から、これら政府関係金融機関を通じて間接的に行われるようになった。

昭和26年に米国の対日援助が打ち切れ新規の積立てが無くなったことから、

⁴ 日本輸出銀行は、昭和25年12月に設立された。27年4月に日本輸出入銀行となり、設立当初の輸出金融に加え、輸入金融等が業務となった。

28年、米国対日援助見返資金特別会計は廃止され、その役割は新設の産業投資特別会計に継承された。

3-2. 前身の産業投資特別会計の設置

(1) 高度経済成長期の産業投資特別会計

高度経済成長期、産業投資特別会計からの出資金の多くは、日本開発銀行と日本輸出入銀行に対するものであった。日本開発銀行では、昭和30年代半ば過ぎまで基幹産業に対する重点融資が、40年代は地域格差是正への対応や石炭から石油へ転換していったエネルギー政策への対応などへ融資が行われた。また、日本輸出銀行⁵では、当初、専ら輸出金融が行われたが、30年代半ば以降、海外直接投資、直接借款、輸入金融へ融資の対象を広げていった。

産業投資特別会計は、米国対日援助見返資金特別会計と一般会計からの承継資産を基に設置されたため、財源は資産運用及び回収金にほぼ限られていた。そのため、昭和31年度に産業投資特別会計に資金⁶を設置し、一般会計から資金への繰入れが始まり、34年度からは同特別会計の歳入に直接繰入れが行われた。また、37年度から米国対日援助債務処理費として、戦後の米国からの対日援助に係るガリオア債務の償還が実施され⁷、その財源として日本開発銀行の国庫納付金等が充てられることとなった。産業投資特別会計の財源を確保するため、政府保有の日本航空株式会社や電源開発株式会社の株式の一部等が売却されたものの、その金額は限定的であり、45年度に産業投資支出が当時のピークの1,058億円まで拡大する中（図表2）、産業投資特別会計の歳入の7割は一般会計からの繰入れが占めることとなった。

藤崎（1984）は、産業投資特別会計は「原資の大部分は、無利子である租税をもって構成されており、そのため、出資に適していた」⁸とした上で、日本開発銀行と日本輸出入銀行の融資活動は、巨大な「国家資金による資本金」⁹と資金運用部¹⁰からの資金供給によって可能となったと述べている。

⁵ 脚注4と同じ。

⁶ この「資金」は、財政法第44条で規定される特別の資金。財政投融资特別会計投資勘定においては、投資財源資金が設置されている。

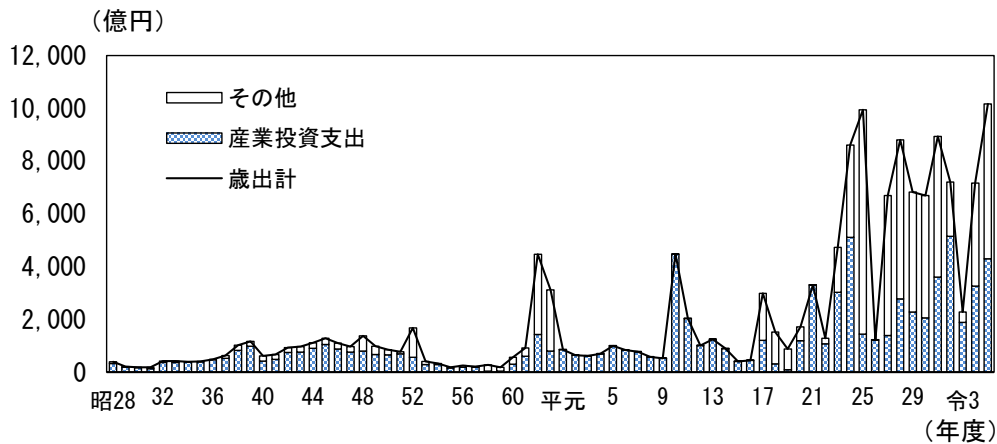
⁷ 昭和48年度に完済された。

⁸ 藤崎（1984）31頁。

⁹ 藤崎（1984）34頁、36頁。

¹⁰ 資金運用部資金法に基づく概念上の機関。郵便貯金や政府の特別会計の積立金等の政府資金を統合管理・運用するもの。財政投融资改革により、平成13年に廃止された。

図表2 財政投融资特別会計投資勘定・歳出の推移



(注) 1. 昭和61年度までは産業投資特別会計、62～平成19年度は産業投資特別会計
産業投資勘定、20年度以降は財政投融资特別会計投資勘定。
2. 令和3年度までは決算、4年度は補正後予算、5年度は当初予算。
(出所) 決算書、予算書より作成

(2) 財政悪化で始まった一般会計への繰入れ

昭和50年度補正予算で特例公債が10年ぶりに発行されるなど一般会計の財政状況が悪化すると、一転して、産業投資特別会計から一般会計への繰入れが始まった。当時の産業投資特別会計法には、一般会計への繰入れについて規定が無かったため、特例措置に係る法律が定められた。52年度は、民間需要の伸び悩み等の経済情勢を踏まえ、総合経済対策が決定され、補正予算で公共事業の追加等が行われた。その財源を確保するため、「一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律」に基づき、単年度の特例措置として、一般会計への繰入れが行われた。具体的には、北海道東北開発公庫の滞貸償却引当金の繰入率、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の貸倒準備金の繰入率の改定等によって国庫納付金を増加させ、1,058億円が一般会計へ繰り入れられた。

昭和56年度予算の編成に当たって、公債発行額を2兆円減額する方針が示されると、56～59年度は、「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の法定準備金の積立率を引き下げる事等によって国庫納付金の増額を図り、この4年間で計370億円が産業投資特別会計から一般会計に繰り入れられた¹¹。

こうした財政的な側面に加え、企業が資本市場からの資金調達を増やしてい

¹¹ 他方で、昭和55年度まで行われてきた一般会計から産業投資特別会計への繰入れは、いったん停止された。

く中、産業投資支出は昭和59年度に40億円まで縮小した。

3-3. N T T 株式及び J T 株式の帰属による財源拡充

昭和56年に設置された第二次臨時行政調査会¹²における答申を踏まえ、その後、三公社（日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社）の民営化（特殊会社化）が実施されていくこととなった。日本電信電話公社の民営化に当たって、株式売却収入や配当金の使途をめぐる議論が行われた。当時の国会審議においては、郵政省は「国の電気通信振興の中核的な推進機関としての電気通信振興機構を設立して電気通信の振興を図りたい」旨要求していたが¹³、大蔵省は「国民共有の資産であることを考えると、特定分野の財源として使うべきではない」旨主張した¹⁴。その後の60年度予算の編成過程における調整の結果、N T T 株式の売却可能分である3分の2は国債償還の財源に充てるために国債整理基金特別会計に帰属させること、政府保有が義務付けられている3分の1は産業投資特別会計に帰属させ、その配当金収入を技術開発等に活用することとなった。また、通商産業省・郵政省共管の基盤技術研究促進センターを設立し、産業投資特別会計から出融資を行うこととなった¹⁵。

また、日本専売公社の民営化については、J T 株式の売却可能分である2分の1は同じく国債整理基金特別会計に帰属させること、政府保有が義務付けられている2分の1は産業投資特別会計に帰属させることとなった¹⁶。

こうした経緯を経て、昭和61年度からN T T 株式、J T 株式の配当金収入が歳入に加わった。また、翌62年度には日本航空株式会社の完全民営化に伴う株式売却収入があった¹⁷。これらを財源に産業投資支出の規模はいったん拡大したが、63年度以降は日本開発銀行等の国庫納付金が減少し、産業投資支出は再び縮小傾向となった。

¹² 昭和56～58年に設置された行政改革に関する調査・審議機関。

¹³ 第101回国会閉会後参議院決算委員会会議録第6号17頁（昭59.11.8）

¹⁴ 第102回国会参議院通信委員会会議録第3号8頁（昭59.12.6）

¹⁵ 通商産業省は、昭和60年度予算編成に当たって、産業技術センターの設立を要求していたが、最終的に、郵政省が要求していた電気通信振興機構と一体化し、基盤技術研究促進センターが設立されることとなった。

¹⁶ J T 株式の政府保有義務は、当初、2分の1以上であった。ただし、J T 設立時の経過措置により、当分の間、3分の2以上とされた（経過措置は平成14年4月に廃止）。その後、平成23年に東日本大震災の復興財源に充てるため、3分の1超となった。

¹⁷ 昭和62年に、社会資本整備の促進を図るためN T T 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されることに伴い、産業投資特別会計に社会資本整備勘定が設置された。従来の産業投資特別会計の経理は、産業投資勘定において経理されることとなった。

3-4. バブル経済崩壊後の経済対策と特別会計改革

バブル経済崩壊後、累次の経済対策や阪神・淡路大震災等への対応のため補正予算が編成され、平成4～7年度の補正予算では、一般会計から産業投資特別会計へ繰入れが行われた。9年4月に消費税率が3%から5%へ引き上げられる中、同年夏にアジア通貨危機が勃発し、更に国内の大手金融機関の破綻が相次ぎ、経済情勢が急速に悪化した。10年11月に決定された緊急経済対策を実施するための10年度第3次補正予算において、一般会計から3,671億円が繰り入れられ、貸し渋り対策等のために日本開発銀行及び北海道東北開発公庫へ出資が行われると、産業投資支出は一気に拡大した。

度重なる財政出動や減税によって財政状況が厳しさを増す中で、特別会計の歳出総額（各特別会計の歳出額の単純合計額）の規模が膨らみ、さらに、その仕組みが複雑で分かりにくいこと等から、特別会計の見直しを求める声が高まっていった。平成17年度は、前年度に電源開発株式会社が完全民営化されたことにより前年度剰余金受入れの増加が見込まれたことから、17年ぶりに産業投資特別会計から一般会計への繰入れが行われた。17年11月に財政制度等審議会から「明確な必要性がない剰余金、積立金については、一般会計への繰入れなどを行うべき」との考え方が示されると、翌12月には、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において、特別会計改革により「今後5年間に於いて合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指すもの」とされ、18年度以降、財政健全化を目的とした産業投資特別会計から一般会計への繰入れが行われることとなった。また、18年5月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下「行政改革推進法」という。）が成立し、産業投資特別会計産業投資勘定は、①20年度までに財政融資資金特別会計へ移管すること、②移管後については、廃止を含めて検討することとされた。さらに、19年3月に「特別会計に関する法律」が成立し、20年度より財政投融資特別会計投資勘定で経理されることとなった。

3-5. 官民ファンドへの対象拡大

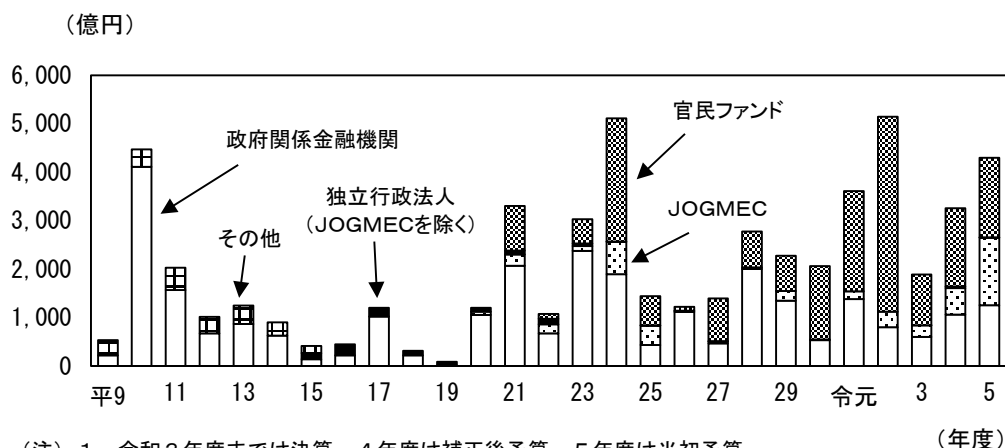
戦後最長の景気回復が続き、特別会計改革が進む中、産業投資支出は平成19年度に91億円まで縮小した。こうした中、政府において19年から20年にかけて、産業投資の在り方についての検討が行われた。19年12月の中間報告¹⁸には、研

¹⁸ 「今後の財政投融資の在り方について（中間報告）」（平19.12財政投融資に関する基本問題検討会）

究開発分野におけるベンチャー支援等や、レアメタル等の資源探鉱・開発分野において、産業投資によるリスクマネー供給が必要との考えが盛り込まれた。ほどなく閣議決定された20年度予算には、レアメタル等の安定供給確保の経費等が新規で計上されたこと等により、産業投資支出は1,000億円超に急拡大した。

続く20年6月の報告書¹⁹では、①研究開発・ベンチャー支援の分野、②レアメタル探鉱・開発等の国家的プロジェクトの分野、③環境・アジアへの投資の促進等の分野に重点的に産業投資を活用する考えが示された。以後、従来の政府関係金融機関に加え、官民ファンドや独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）²⁰への投融資が増加している（図表3）。

図表3 投融資の推移



(注) 1. 令和3年度までは決算、4年度は補正後予算、5年度は当初予算。
 2. 官民ファンドには、株式会社地域経済活性化支援機構への預金保険機構経由の出資、株式会社日本政策投資銀行の競争力強化ファンドへの貸付け及び特定投資業務への出資を含む。
 (出所) 財務省「決算の説明」等を基に作成

官民ファンドは、官民共同出資のファンドである。このようなファンドは、平成21年に設立された株式会社産業革新機構などが既に存在していたが、25年に入ると、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）の施策を実施するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）などが相次いで設立された。

こうした官民ファンドの運営状況の検証を行うために作成されたガイドライ

¹⁹ 「今後の産業投資の在り方について」（平20.6財政投融資に関する基本問題検討会産業投資ワーキングチーム）

²⁰ 令和4年11月に独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に名称変更（ただし、英文略称は変更無し）。

ン²¹に基づき、平成25年12月から官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会が開催されている。令和5年10月の同会合において、検証の対象とされた14の官民ファンドのうち8つで累積赤字があることが公表された。累積損失額は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構が151億円、株式会社海外需要開拓支援機構が356億円、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が156億円、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が127億円などとなっている。このうち株式会社農林漁業成長産業化支援機構については、3年度以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が既に示されている。

これら累積損失の規模が大きい4つの官民ファンドに対して、産業投資から出資が行われている。国会審議において、赤字の官民ファンドを廃止すべきではないかとの指摘に対して、岸田総理は、「官民ファンドは、リスクマネーを供給するのが役割であるので、スタートの段階で財政上厳しい状況になることは当然考えられる。その後が大事だ」旨述べ²²、一定の理解を求めていたが、「計画を下回った場合には統合、廃止も含めて具体的な道筋を検討することになる」との考えも示している²³。

過去を振り返ると、これまで産業投資の出資が毀損したことがあり、その金額が最も大きいのは昭和60年に設立された基盤技術研究促進センター²⁴の2,684億円である。産業投資は、政策的な投資であると同時に、収益性も求められている。官民ファンドの設立が相次いでからおよそ10年が経ち、その一部で累積損失が生じている状況を踏まえ、産業投資から官民ファンドへ出資を行うことの妥当性について、検討が求められよう。

4. 財政面の2つの課題

4-1. 投資勘定と一般会計間の双方向の繰入れ

これまで見てきたとおり、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入れは、繰り返し行われてきた。その時期は、①高度経済成長期を中心とした時期、②バブル経済崩壊から国内金融危機の時期、③リーマン・ショック以降、に大別できる。このうちリーマン・ショック以降は、決算ベースで5回あり、いずれも補正予算で計上された。つまり、特別会計として区分経理していなが

²¹ 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平25.9.27官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）

²² 第211回国会参議院予算委員会会議録第17号22頁（令5.5.26）

²³ 第212回国会参議院予算委員会会議録第1号（令5.10.31）

²⁴ 脚注15を参照。

図表 4 財政投融资特別会計投資勘定・一般会計間の繰入れ
(決算ベース)

(億円)

| 年度 | 一般会計 → 投資勘定 | 株式売却収入 | 投資勘定 → 一般会計 | 産業投資支出 |
|-----|----------------|--------|----------------|--------|
| 平17 | - | - | 1,788 | 1,208 |
| 18 | - | - | 1,202 | 319 |
| 19 | - | - | 794 | 91 |
| 20 | - | - | 516 | 1,202 |
| 21 | 2,205 | - | - | 3,308 |
| 22 | - | - | 211 | 1,076 |
| 23 | - | 3,817 | 1,702 | 3,034 |
| 24 | 3,620 | - | - | 5,112 |
| 25 | - | 1,533 | 2,004 | 1,445 |
| 26 | - | 2,369 | - | 1,225 |
| 27 | - | - | 2,300 | 1,395 |
| 28 | 2,590 | 2,672 | 1,244 | 2,780 |
| 29 | - | - | 554 | 2,280 |
| 30 | - | - | 634 | 2,066 |
| 令和元 | 350 | 2,495 | 4,321 | 3,610 |
| 2 | 2,000 | - | 1,461 | 5,150 |
| 3 | - | - | - | 1,889 |
| 計 | 10,765 | 12,886 | 18,731 | 37,191 |

(注) 平成19年度までは産業投資特別会計産業投資勘定。

(出所) 決算書より作成

らも、一般会計から繰り入れられた相当程度の税財源が、リスクマネーとして供給されていると見ることができる。

他方で、財政投融资特別会計投資勘定から一般会計への繰入れも行われている²⁵。その回数は、平成17年度に再開されて以降、令和3年度までの決算ベースで13回に上る。特別会計改革においては、財政健全化を目的に実施されたが、29年度及び30年度は東日本大震災の復興財源に²⁶、令和5年度は当初予算にて防衛力整備計画の財源としての一般会計へ繰入れが計上されている。

²⁵ 昭和60年の産業投資特別会計法の改正により、一般会計への繰入れ規定が整備された。

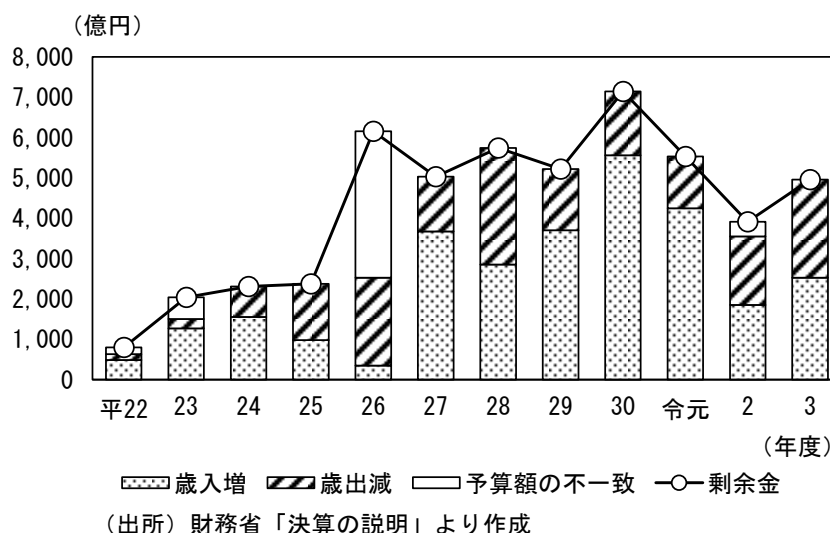
²⁶ このほか、平成28年度は、同じく復興財源に充てるために2,783億円が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。

このように、投資勘定と一般会計との間では、双方向で繰入れが行われている。投資勘定から一般会計への繰入れが再開された平成17年度以降を見ると、一般会計から投資勘定への繰入れが1兆765億円であるのに対し、投資勘定から一般会計への繰入れは1兆8,731億円に上り、差引き17年間で合計7,965億円が一般会計へ繰り入れられている（図表4）。財政状況が厳しい中で、一般会計への繰入れは評価され得るが、ほぼ毎年のように一般会計へ繰入れが行われる一方で、経済対策等で必要な際に補正予算で逆方向の投資勘定への繰入れが行われている。このような会計間の複雑なやり取りは、国の予算全体の把握を困難にするだけでなく、区分経理の必要性が問われるものと指摘できよう。

4-2. 多額の剰余金

平成26年度以降、投資勘定の剰余金が高水準で推移している。剰余金は、決算における収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた金額である。剰余金の発生要因について、①歳入増（歳入決算額＞歳入予算額）、②歳出減（歳出決算額＜歳出予算額）、③予算額の不一致（歳入予算額≠歳出予算額）の3つに分けて図表5に示すと、26年度に予算額の不一致によって急増していることが分かる。

図表5 剰余金の推移（要因別）

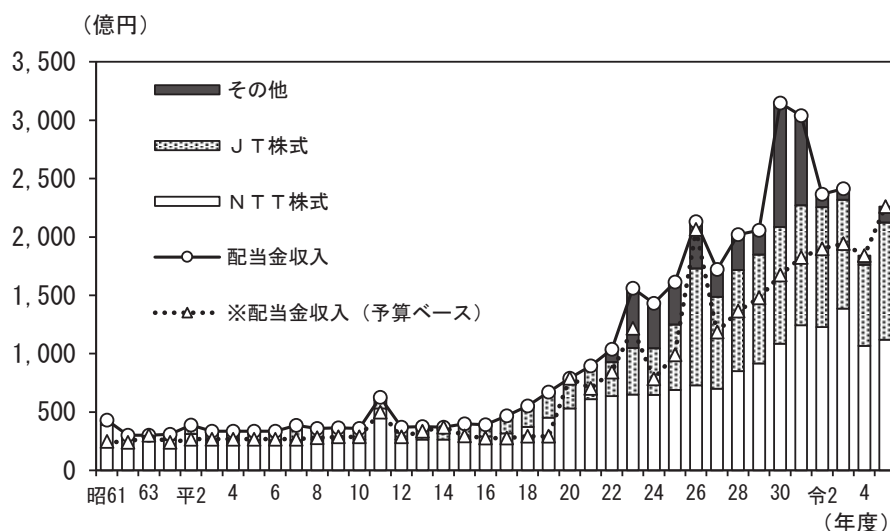


平成26年の経済情勢は、4月の消費税率8%への引上げの影響等により、実質GDP成長率が2四半期連続でマイナス成長となった（速報値公表時）。こうした中、12月に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、同対策を実施するための26年度補正予算では、N T T株式の売却収入（1,347

億円)、前年度剰余金受入れ(1,211億円)、配当金収入(889億円)等により、3,856億円の増収を見込んだ。一方、追加額は230億円にとどまったため、当初予算で一致していた歳入予算額と歳出予算額は、補正予算においてズレが生じることとなった。この結果、26年度の剰余金は6,155億円に急増し、以降、剰余金は高水準で推移している。

翌27年度で予算額を上回る前年度剰余金を受け入れ、剰余金を発生させることにつながっている。28年度以降も歳入増の最大の要因は前年度剰余金受入れとなっており、つまりは、前年度剰余金受入れの予算額を過小に見積もっていることが、歳入面から剰余金を発生させていることになる。歳入面で剰余金を発生させているもう一つの要因は、配当金収入が増加傾向にあることである(図表6)。配当は、自社株買いと並ぶ株主還元策と言われ、足下で、日本の上場企業の配当額は過去最高の水準にある²⁷。加えて、23年度以降、およそ2~3年に1回のペースで、NTTの自己株式消却によって生じた政府保有義務(3分の1以上)の超過分の株式売却収入がある(前掲図表4)。剰余金の発生を抑制するためには、前年度剰余金受入れや配当金収入等について、実態に見合った予算を計上する必要があるのではないか。

図表6 配当金収入の推移(決算ベース)



(注) 1. 「※配当金収入(予算ベース)」は、最終補正後予算。5年度は当初予算。

2. 昭和61年度は産業投資特別会計、62~平成19年度は産業投資特別会計産業投資勘定、20年度以降は財政投融资特別会計投資勘定。

(出所) 決算書、予算書より作成

²⁷ 『日本経済新聞』(令5.6.9)

他方、歳出面では、産業投資支出や産業投資予備費で多額の不用額が発生している。つまり、これら経費を過大に予算計上していると言え、実需に見合った予算額となっているのか、精査することが求められる。

5. おわりに

本稿で経緯を見てきたように、米国対日援助見返資金特別会計は、米国の対日援助の打切りによって廃止された。新たに設置された産業投資特別会計は、対日援助債務の完済（昭和48年）後や、産業投資支出が大幅に減少した50年代末に、その在り方が問われた。60年の見直しでは、N T T株式及びJ T株式の一部の帰属により財源を拡充し、技術研究開発等へ投融資を拡大した。その後、行政改革推進法において「廃止を含めて検討する」とされたものの、移管後の財政投融資特別会計投資勘定においては、従来の政府関係金融機関から官民ファンド等へ投融資先を広げてきた。産業投資は、これまで幾度も必要性が検討されてきたが、投融資分野の拡大等により存続してきたのである。

財政面を見ると、投資勘定と一般会計の間では、双方向の繰入れが行われ、近年はネットで一般会計への繰入れ額が大きくなっている。また、投資勘定で多額の剰余金が発生している。一般会計への繰入れや多額の剰余金が発生していることは、前年度から受け入れる剰余金に加え、配当金収入と株式売却収入等を投資勘定内で使い切ることができない結果と見ることもできる。もとより投資勘定の収入は、産業投資支出に見合った収入とはなっておらず、増加傾向の配当金収入や近年の株式売却収入が剰余金の発生に拍車をかけている。政府保有株式に財源を依拠した投資勘定を区分経理し続けることが妥当なのか、特別会計改革後の状況を踏まえた議論が必要となってくるのではないかと。

【参考文献】

大蔵省財政史室『昭和財政史－終戦から講和まで－第13巻』東洋経済新報社、1983年11月

大蔵省財政史室『昭和財政史－昭和27～48年度 第5巻特別会計・政府関係機関・国有財産』東洋経済新報社、1995年3月

財務省財務総合政策研究所財政史室『昭和財政史－昭和49～63年度 第3巻特別会計・政府関係機関・国有財産』東洋経済新報社、2002年3月

新藤宗幸『財政投融資』東京大学出版会、2006年5月

中川雅治ほか『財政投融資』大蔵財務協会、1994年7月

藤崎昇「産投会計の在り方ー政策金融の見直しー」『立法と調査』参議院常任委員会調査室、1984年8月

吉田堯躬『特別会計の諸問題 日本財政の盲点をさぐる』全国会計職員協会、1990年12月

(内線 75321)